

大正区役所保健福祉課(生活支援グループ)臨時的任用職員(事務職員)募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

- ・システム入力等による保護決定に関する業務
- ・医療扶助の適正化に関する業務
- ・介護扶助に関する業務
- ・その他保健福祉課(生活支援グループ)業務に関する補助業務

3 応募資格

- (1) パソコン(ワード、エクセル等)の基本操作が出来る者
- (2) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない者
- (3) 日本国籍を有する者

＊公務員に関する基本原則

日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則に基づきます。

【地方公務員法第16条(抜粋)】

(欠格条項)

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)～(3)の受験資格を全て満たす者がこの試験を受けることができます。

4 任用期間

令和8年9月1日(火曜日)から令和9年2月28日(日曜日)まで

5 勤務条件等

- (1) 勤務時間・日数等

勤務時間：1日あたり7時間45分(9:00～17:30を基本とするが、事前の連絡により時間帯を変更することがあります。)

勤務日数：週5日(週38時間45分)

休憩時間：45分

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

大阪市大正区千島 2-7-95 大正区役所保健福祉課（生活支援グループ）

(4) 給料

月額 227,824 円（令和 8 年 7 月現在）地域手当を含む。

※職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。

また、その他各種手当（扶養手当・住居手当・通勤手当・超過勤務手当・期末勤勉手当等）について、本市基準により支給します。

※上記報酬等は、令和 8 年 7 月時点（募集時点）のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

年次休暇	付与日数：10 日 付与期間：令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 2 月 28 日
特別休暇	・忌引休暇 ・結婚休暇 ・産前産後休暇 ・育児参加休暇 ・配偶者分べん休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護休暇 ・短期介護休暇 ・ドナー休暇 等

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。

(6) 共済組合等への加入

大阪市職員共済組合（短期給付）、厚生年金（日本年金機構）

(7) 契約更新

任用期間は更新する場合があります。（1 回、6 月を超えない期間）

(8) 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

(9) その他

受験資格がないこと及び申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

(1) 筆記（小論文）試験（事前提出）

次の課題について、筆記試験用紙に小論文を作成し、採用申込書等と併せて提出してください。

課題：「生活保護制度に携わる職員に求められることは何か？考え方や意見を述べてください。」
(400 字程度)

※記入上の注意

- 黒インクまたは黒ボールペンを用いて記入してください。それ以外の方法による記入（パソコン入力や訂正が容易にできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）など）は不可とします。
- 楷書でていねいに記入してください。
- ※印の欄は、記入しないでください。

(2) 面接（口述）試験

日 時：令和9年8月10日（月曜日）午前9時45分集合（受付開始午前9時30分）

面接試験：午前10時00分～（1人10分程度）

集合場所：大阪市大正区千島2-7-95 大正区役所3階 301会議室

（試験の案内状は発送致しません。当日直接会場までお越しください。試験開始時間に遅刻した場合は受験できません。）

※合格者の決定は、筆記（小論文）試験、面接（口述）試験を総合的に判定し決定します。（合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は不合格となります。）

7 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお、郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※他の方法で送付された場合の事故については、責任を負いません。また、料金不足の場合は、受け付けません。

(1) 大阪市臨時的任用職員採用申込書 1通

※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

(2) 申し立て書 1通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

(3) 小論文 1通

※小論文は筆記試験用紙に記入してください。

(4) 採用内定通知書等送付用定形封筒（長形3号） 1通

※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。（切手がない場合は、発送しません。）

上記書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

8 採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア. 申込期間

本募集要項の掲載開始日から令和8年8月5日（水曜日）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）
午前9時から午後5時30分まで

イ. 申込書受付場所

〒551-8501 大阪市大正区千島2-7-95
大正区役所保健福祉課（生活支援グループ） 1階10番窓口

（2）郵便等で送付する場合

ア. 申込期間

本募集要項の掲載開始日から令和8年8月5日（水曜日）まで（当日必着）
※「臨時的任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ. 申込書送付先

上記（1）イと同じ

9 結果の発表

可否については、受験者本人あてに送付します。
なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

10 合格から採用まで

筆記試験及び口述試験の成績が一定基準以上で最上位の者1名を内定者として決定します。

なお、内定者を除く成績が一定基準以上の方については大正区役所保健福祉課（生活支援グループ）臨時的任用職員採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に成績順に登録し、登録期間中に内定者の辞退等で大正区役所保健福祉課（生活支援グループ）臨時的任用職員において欠員等が生じた場合に、成績順に採用します。採用候補者名簿に登録された場合は、その旨を通知します。

（採用候補者名簿登録期間：名簿登録後から令和9年2月28日まで）

11 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報 は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- ・可否に関するお電話等でのお問い合わせには応じられません。
（本案件については、令和8年度の予算発効をもって有効とします。）

12 問合せ先

大正区役所保健福祉課（生活支援グループ）
〒551-8501 大阪市大正区千島2-7-95
電話：06-4394-9872 ファックス：06-6553-1987

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙を行わないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと